**放射線測定器貸出規程**

（公社）宮城県放射線技師会

　（事業内容）

第1条

　　公益社団法人宮城県放射線技師会（以下本会とする）が所有する放射線測定器（水ファントム含む）を、本会正会員（以下会員）に貸出す事業とする。

　（事業目的）

第2条

　　会員自らが勤務する施設において、電離放射線使用管理区域の漏洩線量測定等を行い、管理することを目的とする。

　（貸出対象者）

第3条

　　正会員で本会が行う所定の講習会を受講した者とする。

　　但し、いかなる場合においても又貸しを認めない。

　（貸出料金）

第4条

　　無料とする。但し、宅配便を利用する場合の料金は全額、借用者負担とする。

　（貸出し期間）

第5条

　１、1週間を貸出し期間とする。

　２、貸出し期間の延長を希望する場合は、下記事務局メールアドレスまで連絡を入れる。

　　　メールアドレス：[office@radtech-miyagi.or.jp](mailto:office@radtech-miyagi.or.jp)

　（申込み方法）

第6条

本会ホームページより申込み用紙をダウンロードし、FAX,メール又は郵送での申し込みとする。

尚、申し込みは借用を希望する日の2週間前までとする。

＜申込み先＞

　〒983-0824 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷3丁目4番15号

　　公益社団法人宮城県放射線技師会事務局　宛

　　　　メールアドレス：[office@radtech-miyagi.or.jp](mailto:office@radtech-miyagi.or.jp)

　　 FAX：022-388-3778

TEL：022-388-3777

　（測定器の受渡し）

第7条

1. 測定器の受渡しは本会会館事務室または宅配便とする。

※会館での受渡しを希望される場合、火・木・金曜日の12時〜15時での対応となります。

1. 宅配便を希望する場合の料金は借用する会員が全額負担する。

　（測定の実施・記録）

第8条

　　測定及び記録については会員自らの責務にて実施すること。

　（測定器の管理）

第9条

　　貸出し測定器の校正及びメンテナンスは本会が行う。

　（測定器の破損について）

第10条

　　貸出後の測定器及び付属品の故障・破損については、本会にて契約した保険会社との取り決めにより対

応し、故意によるもの以外は修理負担を請求しない。

　（規定の改廃）

第11条

　　本規定の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成29年7月26日制定